農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2月3月27日

飯山市長 足立 正則

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

常盤地区

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年3月23日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
 - 〇 経営体数

(法人 3 経営体 d 22経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・水稲に関する水管理、共同作業、受委託など総合的な課題に対する話し合いの場を検討していく。
 - ・水稲、ごぼう以外の作物については、必要に応じて栽培農家だけで話し合う場を設ける。
 - ・複合経営(きのこが主)にとっては、今後機械の更新等の課題もある。他の産業と絡めて地域の課題として進めていきたい。
 - ・農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を推進していく。
 - ・上野地区において集落独自の「人・農地プラン」を策定し、担い手への集積・集約化 を図る。